



高齢者虐待防止法 について

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の
養護者に対する支援等に関する法律」が、
平成18年4月1日から、施行されました。



こんなことが
高齢者虐待
です！

- ① 身体的虐待
 - 殴る、つねる、蹴る、過剰に薬を服用させる、ベッドに縛り付ける等
- ② 介護・世話の放棄・放任
 - 下着が汚れていても替えない、髪が伸び放題で手入れをしない、水分の補給や十分な食事をさせない、室内にごみを放置させるなどの劣悪な環境で生活させる等
- ③ 心理的虐待
 - 怒鳴る、ののしる、子供のように扱う、話しかけているのに意図的に無視する等
- ④ 性的虐待
 - 排泄の失敗に対して罰として下半身を裸にして放置する、わいせつな行為をする等
- ⑤ 経済的虐待
 - 日常的に必要な金銭を渡さない、年金や預貯金を合意なしで使用する等

虐待が起きない地域づくりのために、普段の生活のなかで、できることから行動しましょう！

- 📍 日常的な声かけ
 - 日常生活の声かけにより、高齢者の孤立を防ぎましょう
- 📍 近所の見守り
 - 夜になっても電気がつかない、新聞が何日もたまっているなどに注意して、地域での見守りをしましょう
- 📍 相談を勧めよう
 - 高齢者の介護の負担を感じている人を理解し、困っていたら相談を勧め、地域からの孤立を防ぎましょう

問合せ

お年寄りの虐待や養護者の
支援に関する相談は…

健康福祉課 または 保険課 地域包括支援センターGまで
☎029-288-3111(代) ☎029-240-6550(直通)

高齢受給者証

老人保健医療受給者証

をお持ちの方へ

高齢受給者証、老人保健医療受給者証をお持ちの方の自己負担割合（1割、2割）は、7月に前年の所得により決定し、新しい受給者証を7月末に送付します。

● 城里町国民健康保険前期高齢受給者に該当する方…全員に新しい受給者証を送付します。

● 老人保健医療受給者に該当する方

今回の判定で、自己負担割合が変更になった方のみ8月から受給者証が新しくなります。
変更のあった方には、7月末に通知を差し上げます。
変更のない方は、今お持ちの老人保健医療受給者証を引き続きお使いください。



医療費の自己負担割合は、所得などによって次のように判定します。

一定以上 所得者	課税所得が年145万円以上の方と、その世帯に属する方	年収が夫婦2人世帯などで520万円未満、 単身世帯で383万円未満の方	申請していただくと 1割負担になります	2割
一般	一定以上所得者、低所得Ⅰ・Ⅱに該当しない方			1割
低所得Ⅱ	世帯主及び世帯員全員が住民税非課税の方			
低所得Ⅰ	世帯主及び世帯員全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方			

● 低所得Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額認定証」が必要となりますので、役場保険課に申請してください。（既に認定証をお持ちの方も、改めて申請していただくことになります。）

※所得に応じて自己負担割合などが決まりますので、忘れずに所得の申告をしましょう。

● 医療機関窓口で医療受給者証を忘れずに提出しましょう。

問合せ

保険課 国保・老人保健担当

☎029-288-3111(内線372・373)